

平成28年 7月29日
一部改正 平成28年 9月14日
一部改正 平成29年 4月 3日
一部改正 令和 5年 6月 1日
横須賀地方総監部契約課

オープンカウンター方式実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、海上自衛隊横須賀地方総監部（以下「当総監部」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品調達の見積合わせの取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。この方式は、平成27年度防衛省調達改善計画及び平成27年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針にて提言され応札機会の拡大を図ることを目的としている。

(定 義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当総監部が会計法第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達の見積合わせにおいて、従来のように発注者（国）が見積りを徴する相手方を特定せず、調達内容・数量等を公開し、参加を希望する者から、広く見積書の提出を募った上で、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対 象)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号（第5号を除く。）の規定に該当する調達のうち、当総監部契約担当官等がオープンカウンター方式によることが適当であると判断した調達に適用する。

(参加資格)

第4条 見積合わせに参加することができる者は、次の各項に該当する者とする。

文書管理者：横監経理部長 一元的な管理に責任を有する者：横監経理部長

取得年月日：— 作成年月日：2023.6.2 保存期間：5年 保存期間の満了する日：2029.3.31

(1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する者とする。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 次のいずれかの要件を満たす者であること。

ただし、イからエについては、横須賀・三浦地区（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）又は案件に応じ別に指定する都道府県に本店（個人の場合は主たる事務所）が所在する者とする。

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、当総監部契約担当官等が求める「資格の種類」を有し、「C又はD」等級に格付けされ、かつ競争参加地域が「関東・甲信越」の競争参加資格を有する者。

ただし、仕様書等により当総監部契約担当官等が必要と認める場合は、「A又はB」等級に格付けされた者を含めることができる。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56号第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

エ 見積の提出日までの1年間において、当総監部契約担当官等との間で契約を締結した実績がある事業者（アの競争参加資格において、「A又はB」の等級に格付けされている者を除く。）

(4) 契約担当官等又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（見積書の提出等）

第5条 見積合わせに参加する者は、「当総監部ホームページ《企業／契約》」「当総監部契約課入口」等に掲示する調達要件名リストから参加を希望する案件を選定のうえ別紙に第4条第3項に規定する参加資格を持つことを証明する書類の写しを添付し、契約課へ直接提出又はFAX、返信用封筒にて参加申し込みを行い、本要領及び仕様書等を受領し、仕様内容及び適用される契約一

般条項を確認した上で、提出期限までに見積書を当総監部契約課に提出しなけ

3

ればならない。

- 2 見積書は当総監部が使用する様式とし原本に限る。
なお、FAXやメールでの提出は認めない。
- 3 見積書は、次の要領により記載すること。
 - (1) 調達要求番号、件名、金額等を記載するほか、見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印をすること。
 - (2) 見積金額を訂正しないこと。
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積書を作成しないこと。
 - (5) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税額を含めない金額を記載すること。
- 4 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送による送付も可とする。また、見積書を郵送する場合は、見積書を調達要求番号及び件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒表面に「見積書在中」の旨を朱書きの上、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- 5 一度提出した見積書の引換、変更又は取消は認めない。

(同等品の承認)

第6条 同等品による見積書の提出を希望する者がいる場合は、同等品承認申請書（契約標準書式に規定する書式第3）により見積書提出前に同等品の申請を行わせ、その承認を行う。

- 2 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して7日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を除く。）を基準とする。ただし、公表期間の短縮等これにより難しい場合は、この限りではない。

(無効な見積書)

第7条 次の各号に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格を有しない者が提出した見積書
- (2) 調達要求番号、件名、金額、押印等の必要な記載事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書

(6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書

4

(7) 調達要求件名リストに示す見積書提出期限までに提出されなかった見積書

(8) 仕様書等の条件に違反して提出された見積書

(9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反した者の見積書
(見積合わせ)

第8条 見積合わせは、調達要求件名リスト等に示した見積書提出期限以降に契約課において見積書を審査し契約の相手方を決定する。

2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合、契約課が選定した者へ再度、見積書を依頼することができるものとする。
(契約の相手方の決定)

第9条 有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方として決定する。

2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申し込みをした者が2者以上ある場合には、予決令第83条の規定に準じて、当該者によるくじ引きにより契約の相手方を決定する。ただし、別途通知するくじ引きに参加することができない者があるときは、契約課の当該契約事務に関係のない職員が代理としてくじを引かせることができる。

3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知することとし、公表は行わない。ただし、見積合わせに参加した者から見積合せの結果について問い合わせがあった場合は、決定業者、契約金額、応札者数について個別に回答するものとする。

(契約の締結)

第10条 契約の相手方は、契約担当官等に遅滞することなく契約書を作成し提出しなければならない。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

2 契約の相手方が契約を結ばないときは、決定金額(見積書に記載した金額の100分の10(軽減税率対象品目については、100分の8))に相当する額を加算した価格)の100分の5に相当する金額を違約金(海上自衛隊契約規則第29条(海上自衛隊達第4号。平成27年3月10日))として徴収する。

(その他)

第11条 その他、本要領による契約は、次の事項によるものとする。

(1) 契約担当官等は、都合により見積合わせを取り止めることができる。

(2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

5

(3) 同等品にて見積合わせに参加する場合は、同等品申請書提出期限までに調達要求元へ同等品承認申請書を提出し、同等品であることの証明を受けること。

なお、同等品承認申請書提出期限以降に提出されたものについては無効とする。

(4) 契約担当官等は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。

(5) 契約の相手方が正当な理由なく業務を履行しない場合等、不正不誠実な行為をした場合においては、違約金の徴収又は指名停止措置を行うことがある。

(6) 当該契約案件の契約結果については、公表義務のない少額の調達案件である為、競争性確保の観点から公表は行わない。

6」
別紙

受付年月日	資格等級	区分	印
		手交 FAX 郵送	

※この枠内の記入は不要です。

入札・オープンカウンター 参加申込用紙

調達要求番号	
件名	
入札・見積日	. . ()

会社名	
電話番号	
F A X	
担当者氏名	
仕様書受領 (希望方式)	直接受領・F A X・返信用封筒

※ 仕様書受領（希望方式）欄について。

直接受領・F A X・返信用封筒のうち希望するものに○印をしてください。

※ 郵送により入札書又は見積書を送付する場合のお願い。

郵送した旨を送付次第、必ず指定の様式（入札書・見積書を郵送した場合の通知書）F A Xしてください。

※ 郵送する場合の宛先

〒238-0046 横須賀市西逸見町一丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課 宛

※ 問い合わせ先等

電 話：046-822-3500（内線2253）契約係まで

F A X：046-822-3842（外線直通）